か ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム 株式会社ヒューマン・プライム 東京都中央区日本橋人形町 I-18-9 AT ビル 5F 〒103-0013 TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052 MAIL. info@humanprime.co.jp

人事や労務の相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

派遣労働者の同一労働同一賃金 Part



2020年4月1日より改正労働者派遣法が施行されます。今回の改正では、派遣労働者と派遣先の正社員との 同一労働同一賃金が大きなテーマとなっており、派遣労働者の待遇差改善のため、派遣会社には、

【派遣先均等・均衡方式】・【労使協定方式】という賃金の決定方法のうち、いずれかを確保することが義務づけられます。そこで今回より「派遣労働者の同一労働同一賃金」をテーマに、複数回に分けて改正の概要を解説します。今回は【派遣先均等・均衡方式】についてです。

派遣先均等・均衡方式とは





派遣先

均等/均衡

<派遣働者>

待遇情報の提供義務

派遣

派遣会社

均等待遇の内容

●職務内容(※1)、
●職務内容・配置の変更範囲が同じ場合には差別的取り扱いを禁止

均衡待遇の内容

●職務内容(※1)、②職務内容・配置の変更範囲、③その他の事情の 相違を考慮して不合理な待遇差を禁止

※1 職務内容とは、「業務の内容」+「責任の程度」をいいます。

職務の内容等を勘案した賃金の決定の努力義務

派遣会社は、派遣先で雇用される正社員の賃金·手当·処遇について、派遣先の会社から情報提供を受け、 その情報提供を受けた派遣先社員との均衡を考慮し、雇用する派遣労働者の職務内容、職務の成果、意欲、能力、 また経験その他の就業の実態に関する事項を勘案して賃金(※)を決定するように努めなければなりません。

(※) 職務の内容に密接に関連せずに支払われる賃金は除く。 例)通勤手当、家族手当、住宅手当、別居手当、子女教育手当など

上記のように【派遣先均等・均衡方式】は、派遣先から賃金の情報提供を受ける必要があります。しかしながら、派遣先の会社によっては、賃金の情報は外部に出したくないという会社も多く存在すると思われ、派遣元にとっては派遣先から情報提供を受けることが困難になるかもしれません。そのため、派遣先から賃金の情報提供を受ける必要がない【労使協定方式】を採用する派遣元事業主の方が多くなるのではないかと推測されます。次回は、【労使協定方式】について記します。

なお、詳細につきましては「平成30年労働者派遣法改正の概要<同一労働同一賃金>」をご参照ください。

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。 11.03-5695-7700